

令和7年度 公文書開示状況（令和7年4月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
12	R7.4.2	R7.4.16	・施術所（あはき・柔整）台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和7年3月1日から令和7年3月31日までに開設の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。） ・施術所（あはき・柔整）台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和7年3月1日から令和7年3月31日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、（法人の場合は、⑤法人電話番号。）、⑥廃止届出年月日及び⑦廃止年月日に限る。）	10	1																保健医療局保健政策部保健政策課
13	R7.4.2	R7.4.16	・食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における、令和7年3月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぶら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） ・食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和7年3月1日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんぶら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）	10	1																保健医療局保健政策部保健政策課
14	R7.4.2	R7.4.16	・一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和7年3月3日から令和7年4月1日までに、新規に開設の届出を受けた施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。） ・一般診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和7年3月3日から令和7年4月1日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設（ただし、企業内及び施設内を含む。）の①施設名称、②施設所在地、③開設者名（法人名等）、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。） ・「診療所及び歯科診療所の休止届出書」令和7年3月3日から令和7年4月1日までに多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報（開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可（開設届出）年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名）を除く。ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。	11	1																保健医療局保健政策部保健政策課
15	R7.4.2	R7.4.16	・薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和7年3月3日から令和7年4月1日までに、新規に開設を許可した施設（ただし、廃止は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日に限る。） ・薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和7年3月3日から令和7年4月1日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設（ただし、企業内及び施設内を含む。）の①施設名称、②施設所在地、③開設者名（法人名等）、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。） ・「診療所及び歯科診療所の休止届出書」令和7年3月3日から令和7年4月1日までに多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報（開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可（開設届出）年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名）を除く。ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。	11	1																保健医療局保健政策部保健政策課
16	R7.4.2	R7.4.16	・「診療所及び歯科診療所の休止届出書」令和7年3月3日から令和7年4月1日までに多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報（開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可（開設届出）年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名）を除く。ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。 ・「診療所及び歯科診療所の休止届出書」令和7年3月3日から令和7年4月1日までに多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限り、その他の情報（開設者の住所・印影・電話番号・ファクシミリ番号、施設電話番号・ファクシミリ番号、開設許可（開設届出）年月日及び同番号、休止の理由及び副本交付済者の氏名）を除く。ただし、上記期間に休止届出書の提出があった施設が存在した場合に限る。																	保健医療局保健政策部保健政策課	
17	R7.4.4	R7.4.14	食品営業許可台帳（多摩小平保健所管内において、令和6年9月21日から令和7年3月31日の間に新規に食品営業許可した個人事業者（ただし、自販機、移動店舗、自動車販売、臨時営業及び露店、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、廃業を除く）に係る①申請者氏名、②営業所所在地、③屋号、④営業所電話番号に限る。）	1																保健医療局多摩小平保健所町連携課	
18	R7.4.4	R7.4.14	理容所台帳、美容所台帳（多摩小平保健所管内において、令和6年9月21日から令和7年3月31日の間に新規に営業を確認した理容所、美容所（ただし、営業者が個人の場合に限る。また廃業は除く。）に係る①営業者氏名、②施設所在地、③施設名称、④施設電話番号）	1																保健医療局多摩小平保健所町連携課	

